

au (WIN) 通信サービス契約約款

第 522 号

令和 4 年 4 月 1 日

KDDI 株式会社

au（WIN）通信サービス契約約款（平成13年10月1日）は、令和4年4月1日をもって廃止しました。

附則（KDDI次ビ企第441号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和4年4月1日から実施します。

（au（WIN）通信サービスの提供終了及び経過措置）

2 当社は、令和4年3月31日をもって、au（WIN）通信サービスの提供を終了しました。

3 当社は、令和4年4月1日に、前項に定める提供終了の際に締結していたau（WIN）通信サービスに係る契約を解除します。

4 契約者は、前項に定める契約の解除に係る契約解除料の支払いを要しません。

5 第2項に定める提供終了の際にau契約（auデュアル又はUIMサービスに係るもの）に限ります。以下この項において同じとします。）を締結していた者から、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、当社の5G約款又はLTE約款に定める5G契約又はLTE契約の申込みがあり当社が承諾した場合、次の取扱いを行います。

（1） その者から申出があった場合に、au契約に係る電話番号を、その5G契約又はLTE契約に係る電話番号として利用できるようにすること。

（2） 前号に定める申出があった場合に、その5G契約又はLTE契約に係る契約事務手数料の支払いを不要とすること。

（au（WIN）通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置）

6 当社は、令和4年3月31日以前に申込みのあった端末設備の変更、auサービスの種類の変更等所定の手続きの完了が令和4年4月1日以降となった場合、au（WIN）通信サービスの提供終了時に締結していたau契約の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和4年4月1日からその手続きが完了する日までの間のau（WIN）通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等（提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。）と同額を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。